

たんしんローンカード規定

但馬信用金庫

1. (カードの利用)

- (1) カードは当金庫、当金庫がオンライン現金支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関及び郵便局（以下「提携先」という。）の現金自動支払機、現金自動預入支払機（以下「支払機」という。）を使用してカード取引による借入（以下「ローン借入」という。）をする場合に利用することができます。
- (2) 提携先の支払機を使用してローン借入を受けるときは、当該提携先に対し所定の手数料をお支払いいただきます。この場合当金庫は手数料をローン借入により自動的に引落しのうえ提携先に支払います。

2. (支払機によるローン借入等)

- (1) 支払機を利用してローン借入を受けるときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタン操作することにより、ローン借入を受けることができます。
- (2) 支払機によるローン借入は、支払機の機種により1千円又は1万円単位とし、1回あたりのローン借入金額及び1回あたりのローン借入限度額は、当金庫又は提携先が定めた範囲内とします。
- (3) 提携先の支払機を使用してローン借入を受ける場合、ローン借入金額と手数料金額の合計額が借入最高限度額を超えるときは、借入することができません。

3. (支払機故障の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当金庫の支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内（午前9時より、午後3時まで）に限り当金庫が定めた金額を限度として、取扱店の窓口でカードによりローン借入を受けることができます。尚、提携先の窓口ではこの取扱いはいたしません。
- (2) 前項により、ローン借入を受ける場合は、カードを提出し、当金庫所定の借入請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。

4. (カードによる借入金額の通知)

支払機又は窓口でカードにより受けたローン借入並びに利息及び1.の(2)により支払いました手数料の明細は、3カ月ごとに発行するカードローンご利用明細表でお知らせします。

5. (カードの紛失)

- (1) カードを失ったときは、直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードを失い相当の期間を経過してもなお発見されないときは、当金庫所定の手続により、新たなカードを発行します。
この場合は、保証人を求めることがあります。尚、旧カードが発見された場合は直ちに当店に返却して下さい。

6. (暗証照合等)

- (1) 支払機によりカードを確認し、支払操作の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、ローン借入により支払いした場合、カード又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫及び提携先は責任を負いません。
- (2) 当金庫の窓口において、カードを確認し、借入請求書、諸届け、その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

7. (カードの返却)

カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却して下さい。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

9. ローンカードには、貸越極度額を限度として盗難保険が付保されています。カードを紛失したり、盗難にあわれたりした場合は、至急取扱店にご連絡下さい。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日現在)